

整備項目表(建築物)

1 利用円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
利用円滑化経路	経路 1 道等から利用居室等までの経路 2 車いす使用者用便房から利用居室等までの経路 3 車いす使用者用駐車場から利用居室等までの経路	有・無 有・無 有・無		
	階段又は段の有無*	有・無		
構造	(有の場合)			
	傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の併設	有・無		
	2,000㎡未満の建築物で上下階をつなぐ階段の設置(人的補助等の手段が講じられたものに限る。)	有・無		
	出入口の構造	有効幅80cm以上(直接地上に通じる出入口は90cm以上)	cm	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	
	廊下等の構造	有効幅120cm以上	cm	
		末端付近と50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	
	傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造	有効幅120cm(階段に併設する場合90cm)以上	cm	
		勾配 $1/12$ (高さ16cm以下の場合 $1/8$ ) 以下	$1/$	
		高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
		縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	
	エレベーターの設置 (用途面積2,000㎡以上の建築物(学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。))	かごは、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	適・否	
かご及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上		cm		
かごの奥行き135cm以上		cm		
乗降ロビーは高低差なし、有効幅及び奥行きそれぞれ150cm以上		有効幅 cm 奥行き cm		

		かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	
		かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無	
		乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無	
		かごの有効幅140cm以上	cm	
		かごは、車いすの転回に支障がない構造	適・否	
		かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡の設置	有・無	
		かご内に、手すりの設置	有・無	
		多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの設置（上記規定ほか）**	有・無	
		かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無	
		かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造	有・無	
		1 文字等の浮き彫り	有・無	
		2 音声による案内	有・無	
		3 点字及び前2号に類するもの	有・無	
		かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無	
特殊な構造又は使用形態の昇降機の設置	エレベーター	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	適・否	
		かごの有効幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
		車いす使用者がかご内で方向を変更する場合、かごの有効幅及び奥行きを十分に確保	適・否	
	エスカレーター	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	適・否	
敷地内の通路 ***		幅員120cm以上	cm	
		50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	

			幅員120cm（段を併設する場合90cm）以上	cm	
		傾斜路の構造	勾配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）以下	1/	
			高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
			縁端部への5cm以上立ち上がり又は側壁の設置	有・無	

- 注 1 \*印の整備基準については、階段にあつては学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあるものを除く。  
 2 \*\*印の整備基準については、自動車の駐車の用に供する施設に設けるものを除く。  
 3 \*\*\*印の整備基準については、地形の特殊性がある場合は1の経路は車寄せから利用居室等までに限る。

## 2 廊下等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
廊下等	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	階段又は傾斜路の上端に近接する部分（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の敷設（勾配1/20以下のもの又は高さ16cm以下で勾配1/12以下のものを除く。）*	有・無	

- 注 \*印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分並びに自動車の駐車の用に供する施設にあるものを除く。

## 3 階段

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主たる階段	手すりの設置	有・無	
	回り階段でないこと	適・否	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造の段	適・否	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	上端に近接する踊場の部分（多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）への点状ブロック等の敷設（段がある部分と連続した手すりを設けるものを除く。）*	有・無	

- 注 \*印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分並びに自動車の駐車の用に供する施設にあるものを除く。

4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	手すりの設置（勾配1／12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	傾斜がある部分と踊場の部分の色が識別しやすい	適・否	
	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の敷設（勾配1／20以下のもの、高さ16cm以下のもので勾配1／12以下のもの又は傾斜部分と連続した手すりを設けるものを除く。）*	有・無	

注 \*印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分並びに自動車の駐車のために供する施設にあるものを除く。

5 便所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
便所（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	車いす使用者用便所の設置	有・無	
	車いす使用者用便所の構造 1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	
	2 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸	適・否	
	3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否	
	4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	
	水洗器具の設置	有・無	
	水洗器具の構造 1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置 2 両側への手すり又はこれに類するものの設置 3 操作が容易な水栓器具	有・無 有・無 有・無	
便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無		
男子用小便器のある便所	床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置（1以上）	有・無	

乳幼児用いす 乳幼児用ベッド (1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))*	1 乳幼児を座らせることができる設備を設置した便房(1以上) 2 乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設置した便所(おむつ替えのできる設備が他に設置される場合を除く。) 3 便房及び便所の出入口に乳幼児用いす又は乳幼児用ベッドの設備が設置されている旨の表示	有・無  有・無  有・無	
オストメイト対応(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))*	1 オストメイト対応の洗浄装置付汚物流し 2 給湯設備 3 衣服を掛けるための金具(2以上) 4 立位の状態で上半身程度を映すことのできる鏡 5 衣服又は器具を置くことのできる移動台又は洗面カウンターその他これらに類する台 6 その他オストメイト対応設備 7 オストメイト対応設備を設置している旨の表示	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	

- 注 1 共同住宅等の共用部分以外の建築物について記入すること。
- 2 \*印の整備基準については、用途面積2,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場、ホテル等並びに体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに別表第2の2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。
- 3 \*\*印の整備基準については、用途面積2,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場並びに体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに別表第2の2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。

## 6 浴室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
浴室(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))	脱衣場及び洗い場の出入口の構造		
	1 有効幅80cm以上	cm	
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	
	3 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
	脱衣場、洗い場及び浴槽における手すり等の適切な配置	適・否	
	操作が容易な水栓器具(1以上)	有・無	
滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否		
車いす使用者等の円滑な利用に配慮した洗い場の床面から浴槽の上端までの高さ	適・否		

- 注 児童福祉施設等、公衆浴場及びホテル等の浴室(寝室又は客室の内部に設けられるものを除く。)について記入すること。

## 7 更衣室及びシャワー室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
更衣室及びシャワー室（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	更衣室及びシャワー室の出入口の構造		
	1 有効幅80cm以上	cm	
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	
	3 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
	車いす使用者が利用することができる床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された更衣用区画及びシャワー区画の設置	有・無	
	操作が容易な水栓器具*	有・無	
	滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	

- 注 1 体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設について記入すること。
- 2 \*の整備基準は、車いす使用者が利用することができる床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された更衣用区画及びシャワー区画に設置する水洗器具について記入すること。

## 8 客室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
客室（1以上）	出入口の構造			
	1 有効幅80cm以上	cm		
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否		
	3 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否		
		車いす使用者用便房の設置*	有・無	
		車いす使用者の利用に配慮した浴室の設置**	有・無	
	車いす使用者が円滑に利用できる室内の床面積の確保	適・否		

- 注 1 ホテル等について記入すること。
- 2 \*の整備基準は、客室の外部に、その客室の利用者の利用に供する車いす使用者用便房が設けられた便所を設ける場合を除く。
- 3 \*\*の整備基準は、客室の外部に、その客室の利用者の利用に供する6の項に定める構造の浴室を設ける場合を除く。

## 9 客席

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
客席（1以上）	車いす使用者用の席の設置 （有効幅85cm以上、奥行き110cm以上）	有・無	
	車いす使用者用の席に至る通路の構造 1 有効幅120cm以上 2 高低差がある場合の傾斜路等の設置	cm 有・無	
	傾斜路の構造 1 有効幅120cm以上（段併設の場合90cm以上） 2 勾配 $1/12$ 以下（高低差が16cm以下の場合 $1/8$ 以下） 3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	cm 1/ 適・否	

注 集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設について記入すること。

## 10 改札口及びレジ通路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
改札口及びレジ通路 （1以上）	有効幅80cm以上	cm	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	

注 集会場等、博物館等、百貨店等、公衆浴場、劇場等、展示場及び体育館等について記入すること。

## 11 カウンター及び記載台

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
カウンター及び記載台 （1以上）	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	

注 多数の者の利用に供するカウンター及び記載台を設ける場合について記入すること。

## 12 公衆電話台

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
公衆電話台（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	
	公衆電話台に通ずる出入口の構造 1 有効幅80cm以上 2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	cm 適・否	

注 複数の公衆電話台を設ける場合について記入すること。

13 案内設備等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
案内設備等	案内設備の設置（次に掲げる場合を除く。）＊ 1 利用施設又は利用居室等の配置を容易に視認できる場合 2 案内所等から出入口を容易に視認でき、かつ、管理者等が施設利用者を常時誘導できる場合 3 通信設備を設置し、かつ、管理者等が施設利用者を常時誘導できる場合	有・無 適・否 適・否 適・否	
	利用施設又は利用居室等の付近に標識の設置	有・無	
	標識の構造 1 障害者、高齢者等の見やすい位置に設置 2 容易に識別できる内容（日本工業規格 Z 8210に定められている場合は、これに適合するもの）	適・否 適・否	
	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）による案内板等の表示	適・否	
	案内板等への視覚障害者に配慮した設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無	
	視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置	有・無	
	通信設備の操作面前方に水平スペースを確保	有・無	

注 ＊印の整備基準については、自動車の駐車のために供する施設の場合を除く。

14 駐車場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	有・無	
	車いす使用者用駐車施設の構造 1 利用居室等までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置 2 幅350cm以上 3 車いす使用者用である旨の立看板等による見やすい方法による表示	適・否 cm 有・無	

注 共同住宅等の共用部分以外の建築物について記入すること。

15 敷地内の通路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
敷地内の通路	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	段の構造 1 手すりの設置 2 回り段を設けない構造 3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 4 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 5 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無 適・否 適・否 適・否 有・無	
	排水溝へのつえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無	
	傾斜路の構造 1 手すりの設置（勾配1/12超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配1/20超の傾斜がある部分に限る。） 2 傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別	有・無 適・否	

16 視覚障害者利用円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要		
視覚障害者利用円滑化経路	経路 道等から案内設備までの経路（次に掲げる場合はそれぞれ次に定める経路）* 1 利用施設又は利用居室等の配置を容易に視認できる場合 道等から利用居室等までの経路 2 案内所等から出入口を容易に視認できかつ、管理者等が施設利用者を常時誘導できる場合 道等から出入口までの経路 3 通信設備を設置し、かつ、管理者等が施設利用者を常時誘導できる場合 道等から通信設備までの経路	有・無			
		適・否			
		適・否			
	構造	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置	有・無		
		敷地内の通路 点状ブロックの敷設	車路と交差する部分に近接する部分	有・無	
			段又は傾斜路の上端に近接する部分（勾配1/20以下の傾斜部分若しくは高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する部分又は段若しくは傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場の部分を除く。）	有・無	
			通信設備に近接する部分	有・無	

		車路等に近接する部分	敷地内の通路の通行者と車が交錯するおそれのない構造 ア 車路等との境界上に構造物を設置する方法 イ 敷地内の通路を車路等と仕上げの材料により区別する方法 ウ その他知事が認めるもの	適・否  有・無  有・無  有・無	
		車路等以外の部分	必要に応じて敷地内の通路の通行者と車が交錯するおそれのない構造	適・否	
	案内設備	利用施設又は利用居室等の配置を視覚障害者に示す設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無  有・無  有・無  有・無		
	通信設備を設置する場合	案内設備	通信設備の位置を視覚障害者に示す設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無  有・無  有・無  有・無	
		通信設備の付近	通信設備の位置及び通信設備がある旨を視覚障害者に示す設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無  有・無  有・無  有・無	

注 学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分並びに自動車の駐車のために供する施設以外の用途について記入すること。

17 授乳場所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
授乳場所	円滑に授乳及びおむつ替えができる場所の設置	有・無	
	授乳用のいす及び乳幼児用ベッド	有・無	
	出入口又はその付近に授乳場所の表示	有・無	

注 用途面積が5,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場並びに体育館、水泳場、ボーリング場、その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに別表第2の2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。

18 券売機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
券売機（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分の高さ等	適・否	
	金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分並びに操作方法を視覚障害者に示す設備の設置	有・無	
	1 文字等の浮き彫り	有・無	
	2 音による案内	有・無	
	3 点字及び前2号に類するもの	有・無	
	券売機の前方向又は横方向に水平スペースを確保	有・無	

注 別表第2の2の表に定める公共交通機関の施設に附属する建築物内に設けるものに限る。